平和・自治・文化の武蔵野、新しい市民のふるさとづくり

武蔵野市第二期

長期計画

昭和56→67年度

（1981▶1992）

序　新しい「市民のふるさと」づくり

武蔵野市は私たち武蔵野市民の自治体である。

私たち武蔵野市民はこの基本精神に立って、『基本構想・長期計画(昭和46～55年度)』を市民の参加のもとに策定した。以来、長期計画のローリングのたびごとに市民参加のいっそうの充実につとめ、また市民委員会方式の発展をはかってきた。

市民自治の確立、これこそが「地方自治の本旨」である。その意味で、冒頭に掲げた基本精神は、私たち武蔵野市民の貴重な財産として、永く継承され堅持されなければならない。この基本精神が全国の自治体において躍動するとき、そこにはじめて新しい「地方の時代」が築かれるであろう。

『前長期計画』はまた、「平和な緑と教育の都市、新しい市民のふるさとづくり」を基本目標に掲げ、「序」のなかで次のように自負した：「新しい＜自治都市＞という姿をもった『ふるさと』は、私たちの人間性を回復し、生活にやすらぎをとり戻すために建設されねばならないし、また、ここ武蔵野市で建設することができるであろう」と。

私たち武蔵野市民はこの高い理想の実現に向ってねばり強い努力を続けてきた。現に、自主参加・自主計画・自主管理の原則に立ったコミュニティ構想は市民に受け入れられ、着実に具体化されつつある。そして市民のボランティア活動の高揚にもみるべきものが少なくない。我々の創意は時代の観念を十分に先取りしていたといえよう。

『前長期計画』が市民参加システムの形成、地域生活単位（コミュニティ）の構成と並んで重視したものに、市庁舎の改築があった。昭和55年8月、私たち武蔵野市民は新市庁舎の落成を祝い、昭和4年定礎の懐しい旧庁舎に別れを告げた。時を同じくして『前長期計画』もその計画期間を満了したのである。

私たち武蔵野市民は、ここにあらためて、市長、市議会、職員機構と共に、武蔵野市の進むべき方向を探り討議し、『第二期基本構想・長期計画(昭和56～67年度)』を策定する。

この10年、国際情勢をも含めて武蔵野市をとりまく内外の条件は激変した。『前長期計画』の背景にあった高度経済成長は終わり、自治体をめぐる諸条件は一段と厳しさをましている。我々の前途は容易ではない。しかし、私たち武蔵野市民は、計画的市政運営の伝統を守って、引き続き自主的にわが途を行く。行くべき途をみずからの責任で選ぶことは苦しいが、それが市民自治の責務であろう。

第1章
長期計画の継承と発展

第１章　長期計画の継承と発展

『前長期計画』は白紙の状態から出発して、はじめて計画的市政運営の原則を樹立した。今回はちがう。私たち武蔵野市民は『前長期計画』にもとづく10年の体験をもっているからである。故に、この『新長期計画』は、『前長期計画』から継承すべきものは継承し、改めるべきは改め、新たにつけ加えるべきものは大胆につけ加えて発展する性格のものでなければならない。

そして、この継承と発展の方式は永く武蔵野市の伝統となるべきである。その意味で、『前長期計画』を『第一期長期計画』と名付け、この『新長期計画』の正式名称は『武蔵野市第二期長期計画（昭和56～67年度）』とするのが適当であろう。ただし本計画書中では、第一期長期計画を『前長期計画』、第二期長期計画を『新長期計画』と呼ぶこととする。

では、『新長期計画』は『前長期計画』から何を継承し、何を改め、これに何を加えるべきか。それには、過去10年の武蔵野市の変化を確認し、『前長期計画』の成果について評価しておく必要があろう。

1．変貌し発展する武蔵野市

(1)　人口の変化

戦後の武蔵野市をおそった人口増は、ちょうど『前長期計画』を策定した昭和46年を頂点にして停まり、人口総数はそれ以後ほぼ横ばいを続けている。

けれども、人口構成にはいくつかの変化が認められる。まず、単身世帯が増え、世帯数は昭和45年から昭和54年にいたる10年間に（以下、とくにことわりがないときはこれと同じ両時点間の比較である。）約4,000世帯増加した。このため、一世帯当り人口は2.99人から2.69人に変わった。この数字は多摩地域では異例に低く、23区の平均よりも低い。

次に年齢別構成では、４歳以下の乳幼児人口比率が約１％、10代の児童生徒人口が約１％、20代人口にいたっては約５％減少し、これに代わって50歳以上の高齢人口比率が約５％上昇した。夜間人口でみるかぎり、武蔵

野市は決して「ヤングのまち」などではない。むしろ、かなりの速さで「おとしよりのまち」に変わりつつある。

年間の転出・転入人口の規模は、約20,000〜22,000人であったものが、昭和50年ごろからわずかに減りはじめ、現在では約18,000人前後である。

この10年間に最も大きく変わったのは武蔵野市内に日々に流入してはまた流出していく人口移動である。武蔵野市の職場に通勤してくる昼間人口は約6,000人増えた。これは主として商店従業員の増加によるものである。ショッピングなどのために流入してくる人の増加はさらにいちじるしい。

要するに、武蔵野市は世帯当り人口の点でも、年齢別構成、転出入流動の激しさ、昼夜間人口比率などの点でも、多摩地域の諸市の状況とはかなり異なり、むしろ23区の状況に似てきている。

人口動態の推移

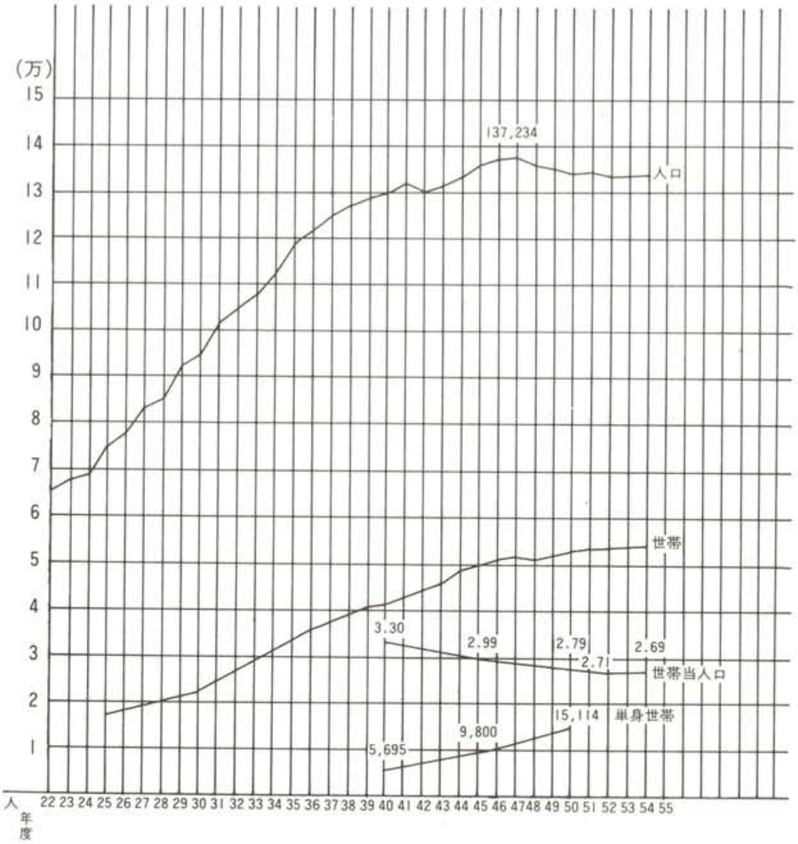

人口の年齢構成の推移

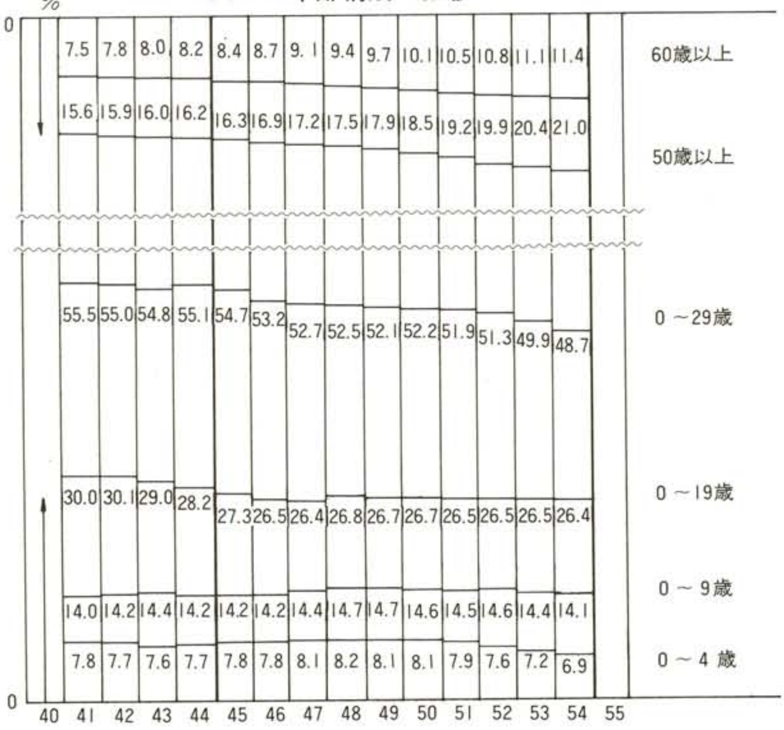

乳幼児人口・児童生徒人口・老齢人口構成比

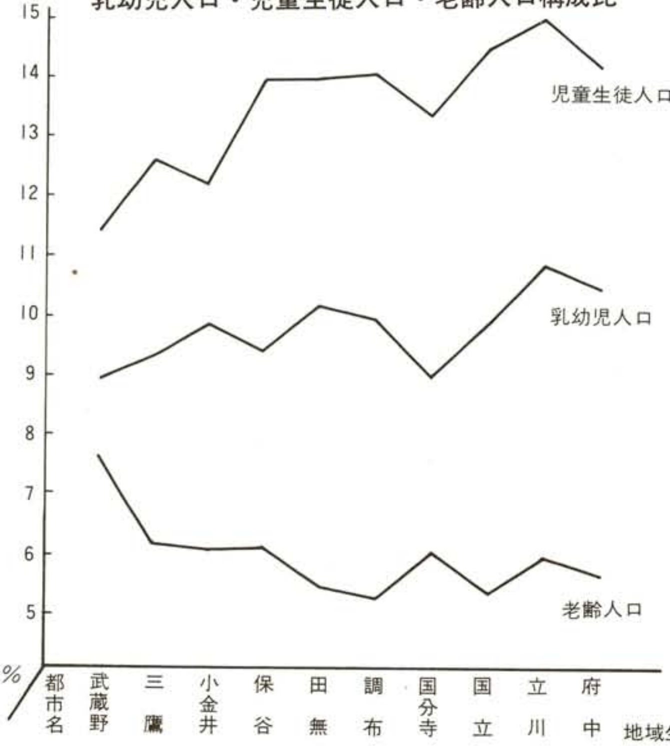

地域生活環境指標(54)より

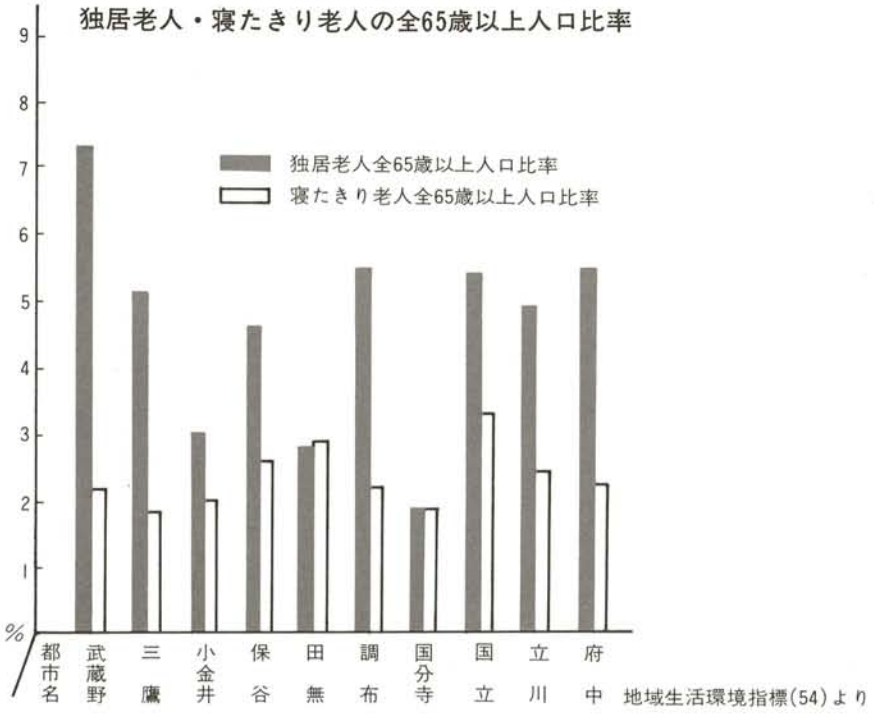
独居老人・寝たきり老人の全65歳以上人口比率
独居老人全65歳以上人口比率
寝たきり老人全65歳以上人口比率
%
9
8
7
6
5
4
3
2
1
都市名
武蔵野
三鷹
小金井
保谷
田無
調布
国分寺
国立
立川
府中
地域生活環境指標(54)より

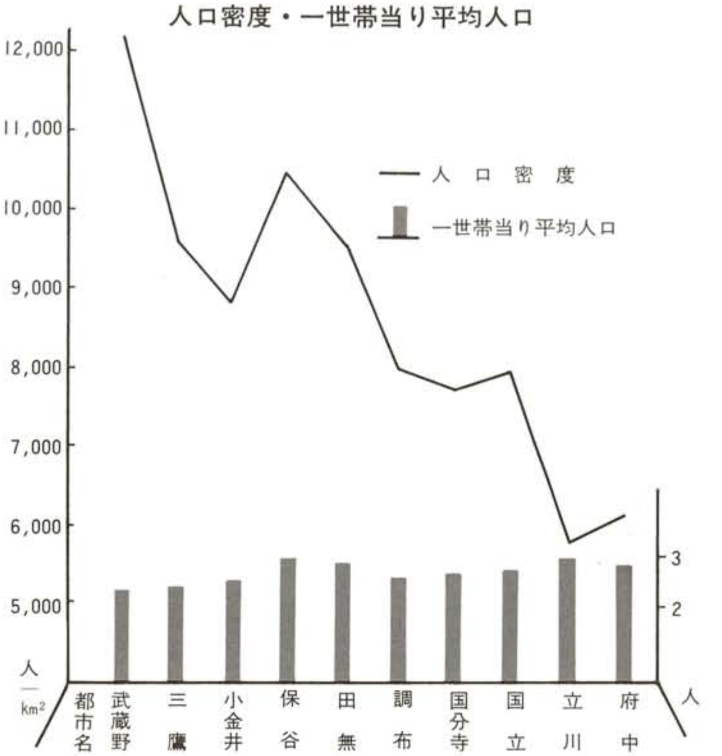
人口密度・一世帯当り平均人口
人口密度
一世帯当り平均人口
12,000
11,000
10,000
9,000
8,000
7,000
6,000
5,000
人/km²
3
2
人
都市名
武蔵野
三鷹
小金井
保谷
田無
調布
国分寺
国立
立川
府中
地域生活環境指標(54)より

武蔵野市政は武蔵野市内に住所をもつ市民のためだけのものであってよいのか。そうではなしに武蔵野市内に通勤通学してくる人たち、さらには買物などのためにこのまちを訪れる無数の人たちのことまで広く配慮したものでなければならないのではないか。これが従前にもまして真剣に問われている問題である。

(2) 土地利用の変化

『前長期計画』策定当時は、農地がまだ市内に80ha残っていた。ところが、これが、アパート、建売住宅、あるいは駐車場に転用され、現在では、約43haにまで半減している。

庭付き一戸建住宅の宅地はアパート、マンションに、あるいは狭小な建売住宅に変わっている。市内の共同住宅戸数のすべてに世帯が入居していると仮定して計算すると、全世帯の約７割がなんらかの共同住宅に住んでいることになる。

住宅密度がたかまれば、公共空間を創出する必要性もそれだけたかい。しかし、まとまった空地（オープンスペース）は残り少ない。これは武蔵野市のまちづくりのあらゆる分野における問題点となるのである。

(3) まちの性格の変化

『前長期計画』は、新宿と立川の中間地点に位置する武蔵野市には副々都心としての将来性が約束されている、とした。そして、『前長期計画』の「都市改造の六大事業計画」の一つであった吉祥寺駅周辺再開発事業はこの目標を現実に近づけたといえる。

だが、吉祥寺駅周辺の異常に高密度な商業集積の姿は、『前長期計画』が期待していた「静かな住宅地、楽しいショッピング」という都市イメージに反する結果をもたらした。市民の買物は確かに便利になった。しかし、風俗営業などの増加、風紀の悪化、青少年の非行化、人の雑踏、騒音、交通の渋滞、自転車の無秩序な放置など数々の新しい問題が生まれたのである。

副々都心とは商業中心のことなのか。吉祥寺駅周辺だけが副々都心なのか。

「ショッピングのまち」と「閑静な住宅地」とを両立される方策こそ必要なのである。

2．『前長期計画』の成果

(1)　人口の抑制

『前長期計画』は、10年後の人口を15万人と想定した。それにもかかわらず人口が増えなかったのはなぜか。地価とか、住宅分譲価格、家賃などが高騰したこと、世帯数の増加にもかかわらず各世帯が小家族化したことも大きな原因であろう。しかし、その後の武蔵野市政が『前長期計画』の人口抑制方針を守り、米軍施設跡地の大型住宅団地化を防いだこと、宅地開発等指導要綱を制定して集合住宅の乱開発を抑えたこと、農地の保全につとめたことなどが、人口抑制に寄与したことは疑いのないところである。

(2)　計画的な市政運営

『前長期計画』の第2の成果は、事業計画と財政計画の綿密なつき合わせをおこなって、計画的な市政運営を貫いたことである。ことに、『第二次調整計画（昭和51年策定）』が低成長への移行を察知して、事業計画を早目に引き締め、財政調整と公共施設整備のための積立基金を新設したことは評価される。今日の武蔵野市の財政が比較的に健全な状態を保っているのは、市民の担税力の高さとともに、計画的市政運営の努力の結果である。

(3)　市民がつくる武蔵野市政

すでに「序」において述べたように、『前長期計画』は「市民がつくる武蔵野市政」の三方策として「市民参加システムの形成」、「地域生活単位の構成」、「市民センターとしての市庁舎建設」を提言した。これら三方策こそ、『前長期計画』をいかにも武蔵野市のものらしい計画にしていた特徴であった。

①　市民参加システムの形成

市民が参加する長期計画策定委員会、この策定委員会が開催する市民会議の方式は、参加意思をもついかなる市民にも「参加の機会」を保障するしくみとして、継承されるべきものである。ただ、より多くの一般市民、一般職員の自発的な参加を促す工夫がもとめられている。

一方各種市民委員会の成果は一様ではなかった。市民委員会らしい運営がなされその成果をあげるために、検討課題の選び方、委員の構成の仕方、職員との協同作業の組み方などについてさらに工夫を重ねなければならない。けれども、自主的な市民団体として環境浄化推進市民委員会が生まれ、またクリーンセンターの用地選定といった難問中の難問についてクリーンセンター建設特別市民委員会の創設が求められた経緯などをみれば、市民委員会方式の発想そのものはすでに市民のなかに定着したと認められる。

市民参加の前提は政策情報の公開である。このことは当初から強調され、市報特集号の増刊、市民委員会編集の特集号の発刊、『地域生活環境指標』の開発などとなって具体化した。しかし、情報公開の努力はまだ不十分である。

②　地域生活単位(コミュニティ)の構成

『前長期計画』が提案した「地域生活単位の構成」は『第一次調整計画』(昭和48年策定) のなかで、コミュニティセンターづくりを中心にしたコミュニティ構想に発展した。

武蔵野市のコミュニティ構想は、歩きながら考え、考えながら前進してきたといえる。予想地区割案も当初の8地区から11地区案に変った。中町、吉祥寺本町、八幡町などに小型センター分散方式をとり入れた。新しいものにはロビー方式が導入され、開放的な利用に供されている。

けれども、この「歩きながら考え、考えながら前進する」なかで、武蔵野市のコミュニティ構想の基本原則はしっかりと確立された。この基本原

則とは、「自主参加」のコミュニティ市民会議にもとづいてコミュニティセンターの建設案を「自主計画」し、完成したコミュニティセンターをコミュニテイ協議会・管理運営委員会が「自主管理」することである。

しかし、コミュニティ構想にも課題は残されている。それは、次の三点であろう。

イ、残されている予想地区にコミュニティセンターの建設を促し、コミュニティ構想を全市的に完成すること。

ロ、コミュニティセンターを全体的に増設していくなかで、コミュニティセンターの利用基準をもう少し柔軟なものに変えていくこと。

ハ、コミュニティセンターの建設管理をこえた、もっと広い意味でのコミュニティの形成、コミュニティ活動の拡大について、市民と市政が共に、「歩きながら考え、考えながら前進する」こと。

③　市民センターとしての市庁舎建設

『前長期計画』は市民ホールと市庁舎を統合した市民センターの建設を提案していた。そこで市民センター建設市民委員会はこの線にそって検討したが、市議会は市民ホールと市庁舎の分離案を選び、この決定に従って、このたび新市庁舎がまず完成するはこびとなったのである。

この事態の進展の過程では、市民参加と代表民主制との関係が問われ、『基本構想』と議会審議との関係が問題とされたのである。したがって、この問題に関してはいまなお釈然としないものを感じている市民がいることと思われる。

だが、すでに後戻りはきかない。私たち武蔵野市民は市長・市議会・職員機構と共に、分離案を後世良かったと思われるようなものにしていかなければならない。

(4) 都市改造の六大事業計画

市民がつくる武蔵野市政が､「市民による自治」の方策であったとすれば、都市改造の六大事業計画は「市民のための自治」の重点施策であった。

① 緑のネットワーク計画は､「緑の公共空間を守り創る」面で大きな成果をあげた。だが、緑の公共空間の創出は用地の取得難に直面している。また公共空間の緑を増やしている間に、これを上回る量の「民有地の緑」が消え去っている。緑の保全と創出はまちづくりの全体構想のなかでしか考えようのないものになりつつあり、今後いっそうねばり強い努力と創意とが求められることになろう。

② 市民施設のネットワーク計画は、この10年間でみるかぎり、コミュニティセンターと市庁舎の建設に終始する結果となった。総合体育館をはじめとするスポーツ施設の整備、並びに学校開放の課題はおおむねすべて今後の課題として残された。

③ 全市完全下水道化計画はおおむね順調に進んだ。現時点で武蔵野市は隣りの三鷹市と並び下水道普及率の高いまちとなった。この10年間に市民生活をもっとも大きく変えたのはこの下水道の普及であったといえよう。

しかし、東京都が実施する荒川右岸流域下水道計画と石神井川の河川改修計画が遅れたため、第３処理区の汚水排水と石神井川排水の雨水排水が未完成になっている。また、多摩川左岸の流域下水道の雨水幹線計画が遅延しているため、境地区の雨水排水も未完成のまま残ることになった。

④ 吉祥寺駅周辺再開発計画については、すでに「まちの性格の変化」の項でふれたように、功罪あいなかばしている。しかし、事業計画中残された駅前広場と区画道路を完成し、荷捌き問題を解決することは、再開発の利便をたかめるためにも、再開発の幣害を緩和するためにも不可欠の仕事である。

⑤ 中央地区整備計画は三鷹駅の駅勢圏全体にわたる計画であった。都市計画道路武2.2.10号線（都道）の開通とその中央線との立体交差化、並び

覆樹率・緑被地率（昭和47年・昭和54年）

覆樹率
（昭和47年）

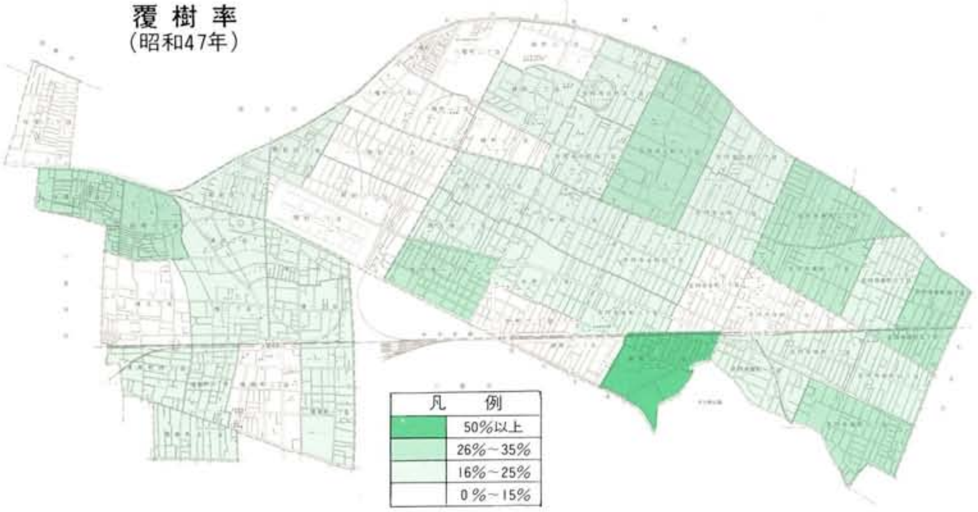

緑被地率
（昭和47年）

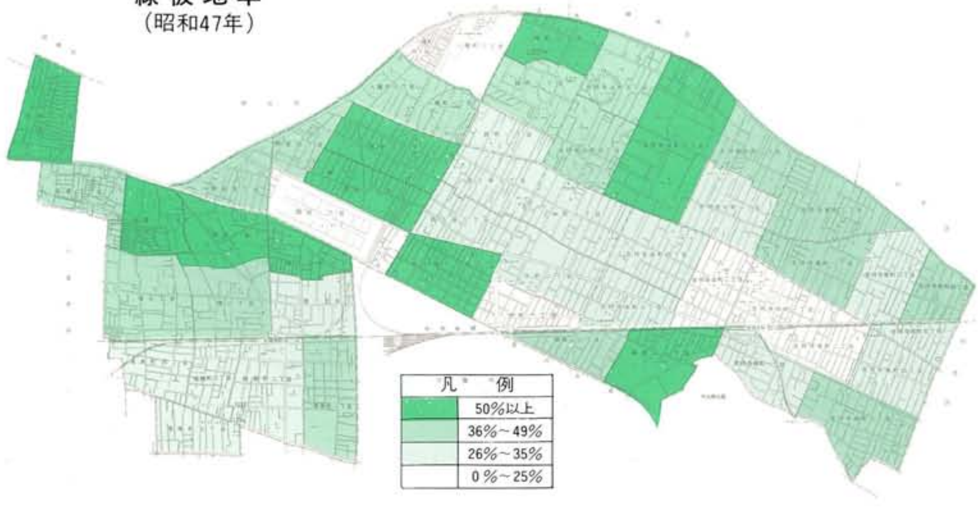

覆 樹 率
(昭和54年)

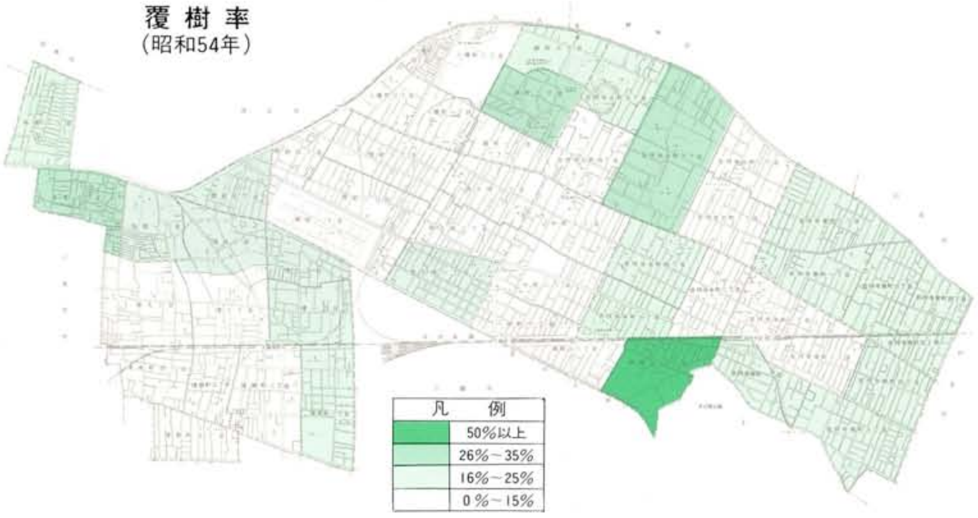

緑 被 地 率
(昭和54年)

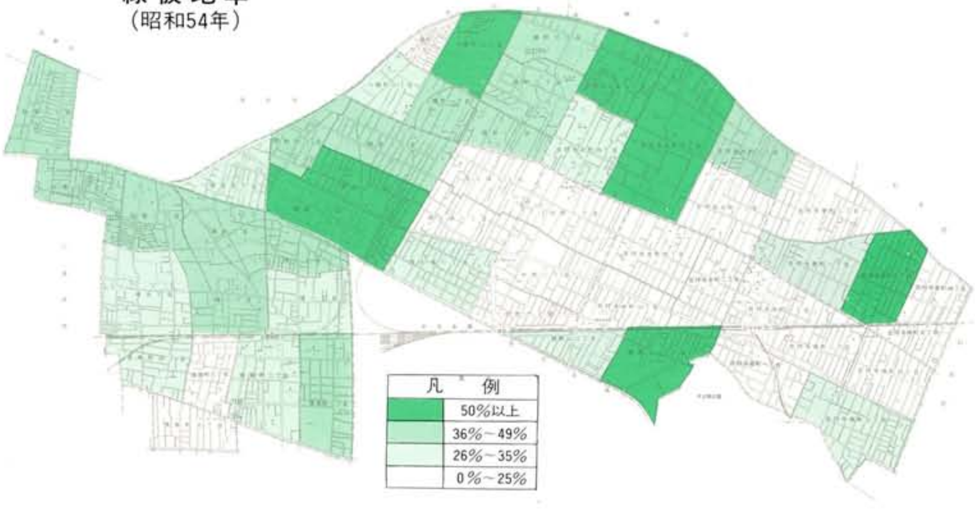

地域生活環境指標(54)より

に米軍施設跡地の公園化がさしあたりの成果といえる。

⑥　武蔵境駅周辺地区開発計画については、武蔵境駅南口広場の都市計画事業が完成し、ここに歩車道分離を実現した。しかし、武蔵境駅周辺には、まだ駅北口の再開発、駅南口の農林水産省食糧倉庫及び日本獣医畜産大学の移転問題などの大課題が山積している。

(5)　その他の事業について

「市民がつくる武蔵野市政」と「都市改造の六大事業計画」以外の政策分野については、成果のあがったもの、十分な成果のあがらなかったもの、争点になっているものに分け、ごく主要なものを列記しておくにとどめよう。

①　成果のあがったもの……学校鉄筋化計画の完了、保育園一町一園計画、私道まで含めた街路整備、市営住宅建替計画の完了、老後福祉及び障害福祉における通所施設の整備と在宅施策の充実など。

②　十分の成果のあがらなかったもの……大震災を想定した防災計画の策定、図書館活動の抜本的な拡充計画の立案、庁内態勢の再編成の実行など。

③　争点になっているもの……水道都営一元化問題、クリーンセンター建設問題など。

3.『新長期計画』の体系

(1)　『新長期計画』の計画期間

『前長期計画』は昭和46～55年度の10年を計画期間としていたが、『新長期計画』は昭和56～67年度の12年を計画期間とする。

このように、計画期間を10年から12年に改めるのは、第1にローリングの周期を規則的にするためであり、第2には市政選挙と計画のローリングが同年度に重なる事態をさけるためである。

(2)　『新長期計画』の構成

『前長期計画』は10年の計画期間の前半5年について実行計画を作成し、

後半５年について展望計画を示すにとどめた。そして、ローリングで策定される第一次及び第二次の『調整計画』が順次実行計画の調整と延長を行う方法をとった。

この方法は『新長期計画』でも継承する。すなわち、この『新長期計画』は、12年の計画期間の前半６年について実行計画を作成し、後半６年については展望計画を示すにとどめる。

(3)　ローリング周期と『調整計画』の計画期間

『前長期計画』のもとでは計画の調整を３年ごとに行い、そのたびに策定される『調整計画』の計画期間は５年とした。だが、この方法では計画改定が頻繁にすぎ、改定作業に十分な時間的ゆとりをもてない。

そこで『新長期計画』のもとでは計画の調整を４年ごとに行い、『調整計画』の計画期間を６年とする。これによって、改定作業に１年間をあて、より充実した市民参加手続を踏むことができるようになるからである。

(4)　『実施計画』

『前長期計画』のもとでは、庁内で計画期間３年の『実施計画』を組み、これを毎年度予算編成前にローリングする方法をとって、時々刻々の変化に即応してきた。

計画ローリング・スケジュール

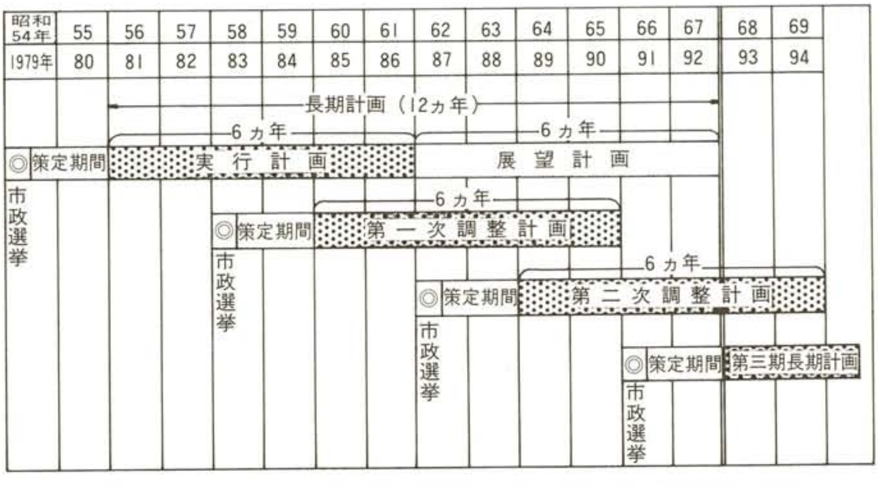

4.『新長期計画』の7原則

『前長期計画』では、市民自治の原則をもってこの計画の「原理」であると宣言していた。だが、『前長期計画』が市民自治の具体的方策として語っていたものはさしあたって市政への市民参加であった。

けれども、その後の武蔵野市では、コミュニティ構想が具体化した。市民がまちをよくするために行うさまざまな自主活動が増えた。ボランティアの輪もひろがった。こうした市民活動の発展を前にして、市民自治の観念には新しい意味が与えられなければならないと考える。

新しい「市民のふるさと」づくりは、市政だけが取り組む課題ではない。市民自治とは、市民が市政に参加し市政を介してまちをよくすることだけではない。市民自治は市民参加をつつみ込んだもっと広い理念である。それは、私たち武蔵野市民が日常生活のあらゆる時と場所で実践する新しい「市民のふるさと」づくりのすべてを意味する。

自治体計画は市政の指針であると同時に市民の活動の指針であるべきではないか。少なくともこの武蔵野市の計画は「市民参加の計画」から「市民自治の計画」へ、あるいは「市政の計画」から「市民の計画」へと脱皮し成長したい。

私たち武蔵野市民はこのような基本理念に立って、『新長期計画』の基本原則を次のように定める。

(1) 市民自治の原則

この原則こそ、武蔵野市の理念であり根本原則である。計画の策定と実現はつねに、市民参加をいっそう発展させ、情報の公開と交流を進め、市民運動、コミュニティ活動を活発にしていくようなものでなければならない。

(2) 計画的市政運営の原則

計画的な行財政運営は自治体の自主自立を保ち、市民自治の責任を全う

する基本手段である。そして、これこそ『前長期計画』から忠実に継承すべき遺産である。計画は市民の生活感覚と職員の経験技術をいかし、合理的かつ重点的な政策体系を形成しなければならない。

(3)　地域環境保全の原則

新しい「市民のふるさと」づくりは、市民の生活感覚および生活ルールと調和するものでなければならない。ことに、従来からの閑静な住宅地の性格と、副々都心化していく動向との調和をはかること、これがこれからの大きな課題である。そこで、計画は公私の開発、再開発行為に対する適切な規制・指導・誘導の方針を含むものでなければならない。

(4)　市民福祉向上の原則

福祉の向上は全市民のねがいであり、連帯は市民の責務である。市政の任務は全市民に健康で文化的な生活を維持するに足る最低基準を保障し、これを計画的に向上させていくことである。そこで計画はサービスの公平と負担の公平の双方に配慮しながら、多種多様な市民が「ともに生きる」コミュニティを形成するようなものでなければならない。

(5)　市民文化創造の原則

日常的な生活維持をこえた文化的な営みは市民が自由に個性的に追求するものである。市政の任務は、市民文化の発展を妨げないようにみずからの文化性をたかめることと、文化活動の拠点施設を整備することである。そこで計画は新しい市民文化の創造をめざすものでなければならない。

(6)　広域協力の原則

経済効率だけを重視した広域大型施設を礼讃する時代は終わった。むしろ、地域内の問題は地域内で解決することをめざす適正技術など新たな手法への関心がたかまっている。だが、武蔵野市は大東京圏のなかの小さな一角にすぎず、上下水道、防災をはじめ多くの都市機能を都ならびに近隣自治体に依存している。そこで計画は、必要に応じて自主的な広域協力を進め、都に対してはその積極的な役割遂行をもとめていくものでなければ

ならない。

(7) 自治権拡充の原則

市民自治の原則と計画的市政運営の原則を貫くには自治権のいっそうの拡充が必要である。そこで計画は現に与えられているかぎりの自治権を最大限に活用し、個性的な自治を実践することを通して、地方分権体制を築きあげるものでなければならない。

5．『新長期計画』の目標と課題

(1) 『新長期計画』の基本目標

『前長期計画』の10年の成果を継承し、武蔵野市の一層の発展を展望するとき、私たち武蔵野市民がめざすべき『新長期計画』の基本目標は、「平和・自治・文化の武蔵野、新しい市民のふるさとづくり」である。

『前長期計画』の基本目標は「平和な緑と教育の都市、新しい市民のふるさとづくり」であった。そしてこれは私たち武蔵野市民がこの10年いくたびも耳にし口にしたわれわれの基本目標であった。この基本目標の趣旨にはあらためるべきなにものもない。だが、従前の基本目標は日本語表現として適切でないとの意見があった。「緑」と「教育」はあまりに具体的で特定施策だけを連想させるとの批評もあった。新しい計画は新たな重点を表現した新しい目標を掲げるべきだとする声もあった。

「平和」の追求は、人類永遠の課題であり、日本国憲法の基本原理である。だが、戦後30有余年経ち、戦後世代が人口の過半を占め、平和の追求が戦争体験から遊離し生活感覚から分離していくような世潮をみるとき、武蔵野市は10年前にもまして、平和を愛好する市民のふるさとでありたいとねがう。私たち武蔵野市民は昭和35年に市議会議決により平和都市宣言をしているのである。

「自治」は、単に地方自治を意味するのでなく、先にのべたような市民自治の新しい基本理念を象徴する。

「文化」は、教育を含みながらこれより広く、文化の創造と伝承のすべてを意味する。緑豊かなまちの景観から、市民の知的な思策と行動、そして市政の民主的な理念と施策にいたるあらゆる面で、武蔵野市は真の文化都市でありたいとねがう。

そして「武蔵野」。この由緒ある地名は我々市民の誇りである。この名前に恥じない新しい市民のふるさとをつくること、これこそ私たち武蔵野市民の使命である。

(2)『新長期計画』の課題

「平和・自治・文化の武蔵野、新しい市民のふるさとづくり」の基本目標を実現するため、『新長期計画』の課題を次のように設定する。

1)　計画の6つの方針

市民自治の原則、計画的市政運営の原則、広域協力の原則、自治権拡充の原則に立ち、次の6つの方針をこの計画全体の前提とする。

これらは、すべての個別事業計画を決定し実施するときに指針とすべき基本方針である。

①　15万人のまち・個性豊かな3つの圏域を形成しよう。
②　広域協力と機能分担を見直そう。
③　用地を確保し土地利用を適正なものにしよう。
④　コミュニティセンターづくりからコミュニティづくりに進もう。
⑤　情報の公開と市民参加の発展をはかろう。
⑥　活力のある柔軟な行政を築こう。

2)　豊かな市民生活を実現する施策の体系

地域環境保全の原則、市民福祉向上の原則、市民文化創造の原則に立って、次のような主要施策を実施する。

①　安全で住みよい生活環境――環境計画
②　明日にむかう教育と文化――文教計画
③　健康でゆとりある市民生活――福祉計画

3）計画の５つの優先事業

上記2)に盛り込まれた多数の事業計画のなかでも、次の５つの事業は財政的にも時間的にもとくに優先して重点的に取りあげる。

① 市民防災計画の策定

② 廃棄物処理システムの整備

③ 中央文化ゾーンの創造

④ 市民施設の新ネットワークの形成

⑤ 武蔵境駅周辺再開発の推進

4）計画の３つの検討課題

前記2)に盛り込まれた多数の事業計画のなかでも、次の３つの課題にかかわるものについては、これを行政施策化するにあたって、かなり根本的な検討を要する。

① 行政の文化化，市民文化の創造

② 市民の健康管理と市民スポーツの振興

③ 高齢化社会への対応

5）財政計画

計画的な市政運営こそ計画を実効性のあるものとし、これを市民への確かな公約にたかめる保障である。